

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第12号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年10月21日 05時30分ごろ	
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋第1区 兵庫県尼崎市所在の尼崎港橋橋梁灯（R2灯）から真方位015°320m付近 （概位 北緯34°42.0′ 東経135°23.8′）	
事故等調査の経過	平成24年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 砂利運搬船 第八 ^{みほ} 実穂丸、470トン 船舶番号、船舶所有者等 130836、実穂海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷船尾部船底に破口	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、海砂約1,200tを積載し、船首約3.9m、船尾約5.2mの喫水により、阪神港尼崎西宮芦屋第1区の指定岸壁に向けて約1.5ノットの対地速力で航行中、平成23年10月21日05時30分ごろ尼崎港橋橋梁灯北北東方沖の浅所に乗り揚げた。 船長は、目測で船位を確認していた。 本船は、着岸後、船内外を点検したが浸水等の異常がなかったため揚荷役を行い、次港に向けて航行中に船体が傾斜しているのを認め、その後、潜水調査を行ったところ、船底2か所に小破口が生じて二重底内部に浸水していた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 5 海象：潮汐 下げ潮の末期 日出時刻：06時08分ごろ	
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近の航行経験が約100回あり、浅所があることは知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、阪神港尼崎西宮芦屋第1区を同区の指定岸壁に向けて航行中、船長が目測で船位を確認していたことから、尼崎港橋橋梁灯北北東方沖の浅所に接近し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、日出前の薄明時、本船が、阪神港尼崎西宮芦屋第1区を同区の指定岸壁に向けて航行中、船長が目測で船位を確認していたため、尼崎港橋橋梁灯北北東方沖の浅所に接近し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	

参考

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 目測だけに頼らず、レーダーを活用して船位の確認を行うこと。